



国民健康保険

国保年金課 (☎39-2220 FAX39-2311 アオーレ長岡総合窓口)
各支所市民生活課 (☎・FAXは3ページ)

国民健康保険(以下、国保)

病気やけがに備え、加入者が保険料を出し合っ
て、医療費の支払いに充てる助け合いの制度です。
職場の健康保険・共済組合、後期高齢者医療制
度(17ページ)に加入している人や生活保護を受
けている人以外はすべて国保の加入者になります。

保険給付の種類

▼医療費の自己負担割合

小学校入学前まで…2割、小学校入学後から70
歳未満…3割、70歳以上…1割～3割

▼療養の給付

医療機関の窓口に保険証を提示することにより、
かかった費用の一部を国保が負担します。

▼入院時食事療養費

入院中の食事代のうち、標準負担額を超えた費用
を国保が負担します。なお、市民税非課税世帯の人
には、減額制度があります(事前に申請)。

▼療養費

やむを得ず医療費の全額を支払ったり、コルセッ
トなどをつくったりしたときは、申請すると一部負
担金を差し引いた額が払い戻しされます。

▼高額療養費

医療機関に支払った1カ月分の一部負担金が高額

になったとき、自己負担限度額を超えた分が払い戻
しされます。

また、医療機関の窓口に限度額適用認定証(事前
に申請)を提示すると自己負担限度額までの支払い
で済ませることができます。

▼高額介護合算療養費

1年間の国保と介護保険の自己負担合計額が高
額になったとき、限度額を超えた分が払い戻しさ
れます。

▼出産育児一時金

国保の加入者が出産したとき、1子につき42万
円が支払われます。

国保が医療機関に直接支払うことにより、退院
時に必要な分べん費用の支払いに充てられ、負担
が軽減されます。(直接支払制度利用の場合)

▼葬祭費

国保の加入者が死亡したとき、葬祭を行った人に
5万円が支払われます。

保険料の納付についての問い合わせ

国保年金課国保保険料係へ

※医療費の助成制度は12、17～19ページに掲載

こんなときは14日以内に届け出を(アオーレ長岡総合窓口、各支所市民生活課、各サービスセンター、大河津出張所)

こんなとき	必要なもの	
国保に加入するとき	職場の健康保険・共済組合を脱退したとき* 生活保護を受けなくなったとき	脱退した日が確認できるもの 保護廃止通知書
国保を脱退するとき	職場の健康保険・共済組合に加入したとき* 生活保護を受けたとき	国保の保険証、職場の健康保険の保険証 ◇ 保険証、保護開始通知書
その他	修学のため市外へ転出した後、引き続き保険証が必要なとき 保険証が汚損して使えなくなったとき 保険証をなくしたとき	◇ 保険証、在学が確認できるもの ◇ 保険証 —

*国保の加入、脱退の手続きは、会社は代行しません。各自で手続きしてください。
*国保の脱退の手続きが遅れると、国保が負担した医療費を返還していただくことがあります。
○手続きの際は、届出人の本人確認ができる身分証明書(運転免許証・保険証など)、加入・脱退・再交付する人
のマイナンバー(個人番号)が確認できるものを提示してください。
○代理人が手続きする場合、保険証は郵送します。○医療費助成を受けている人は、その変更手続きも必要です。



国民年金

国保年金課国民年金係(☎39-2250 FAX39-2311 アオーレ長岡総合窓口)
各支所市民生活課(☎・FAXは3ページ)

国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人
が加入し、老後や障害、死亡に際し、必要な給付を行
い、生活の安定と維持・向上を図ることを目的とし
た制度です。

<被保険者の種別>

区分	対象
第1号被保険者	農林水産業や自営業、学生、 パート、無職の人など
第2号被保険者	職場の厚生年金保険に加入 している人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養され ている配偶者

国民年金の種類

▼老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除期間含む)が25年以
上ある人が、原則として65歳から受けられます。
希望により、65歳前から減額された年金を受け
たり、66歳以降に増額された年金を受けたりする
こともできます。

▼障害基礎年金

病気やけがなどで重い障害になったときに受けら
れます。ただし、被保険者期間の3分の2以上保険
料を納めているなど、一定の要件があります。

▼遺族基礎年金

国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資

格がある人が亡くなったとき、残された子のいる配
偶者または子に支給されます(子とは、18歳到達
年度末までの子または障害のある20歳未満の子を
いいます)。ただし、亡くなった人の保険料納付済
期間(免除期間含む)が加入期間の3分の2以上で
あることなど、一定の要件があります。

▼寡婦年金

老齢基礎年金を受ける資格がある夫が、年金を受
けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある
妻が60歳から65歳の間、夫の受けるべき老齢基礎
年金の4分の3が受けられます。

▼死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡
くなったとき、生計を同じくしていた遺族が、遺族
基礎年金を受けられない場合に支給されます。

▼老齢福祉年金

国民年金制度が発足したときに、すでに高齢であ
った人に支給されます(所得制限あり)。

保険料の納付・免除の問い合わせ

- ・納付書や納付方法について
☎長岡年金事務所(☎88-0003)
- ・保険料の免除や、学生の納付特例について
☎国保年金課国民年金係または各支所市民生活課

こんなときは手続きを(アオーレ長岡総合窓口、各支所市民生活課、各サービスセンター、大河津出張所)

こんなとき	必要なもの
20歳になって厚生年金に加入していないとき	印鑑
会社を退職したとき	印鑑、年金手帳、退職日のわかるもの
会社(厚生年金保険)に入ったとき	印鑑、健康保険証、年金手帳
厚生年金保険の扶養から外れたとき	印鑑、年金手帳、 扶養から外れた日のわかるもの

※手続きの際は、届出人の本人確認ができる身分証明書(運転免許証・保険証など)を提示してください。